川崎市

令和7年度
指定介護保険事業者新規セミナー

介護保険事業運営上の留意事項

令和８年２月

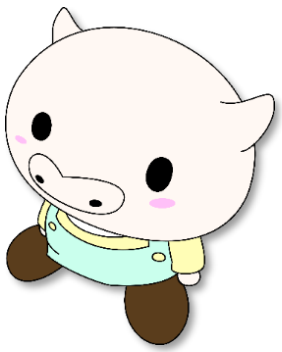

◆介護保険制度の自立概念（法第１条）

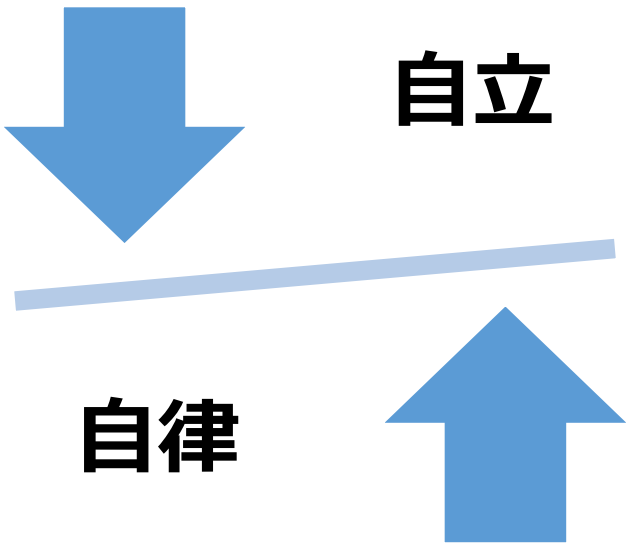

「自立」とは…
他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること。ひとりだち。

「自律」とは…
自分の行為を主体的に規制すること。外部からの支配や制御から脱し、自身の立てた規範に従って行動すること。

身体的自立や精神的自立を中心に捉えたものであり、字義的には「自立」に加え、「自律」という用語の意味も含むものです

◆指導・監査について①

	目的	実施方法	効果
指導	利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業所の支援を基本として、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする	1.集団指導 2.運営指導 （実地指導） →状況に応じて監査に切替	・制度の理解 ・不正の防止 ・高齢者虐待防止 ・身体的拘束等廃止
監査	指定基準違反や介護報酬の不正請求が疑われる場合において事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的とする	実地検査	介護保険給付の適正化

「指導」は、制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目指し、介護サービス事業者等の育成・支援を目的として行うもの

◆介護保険法令等の関係性

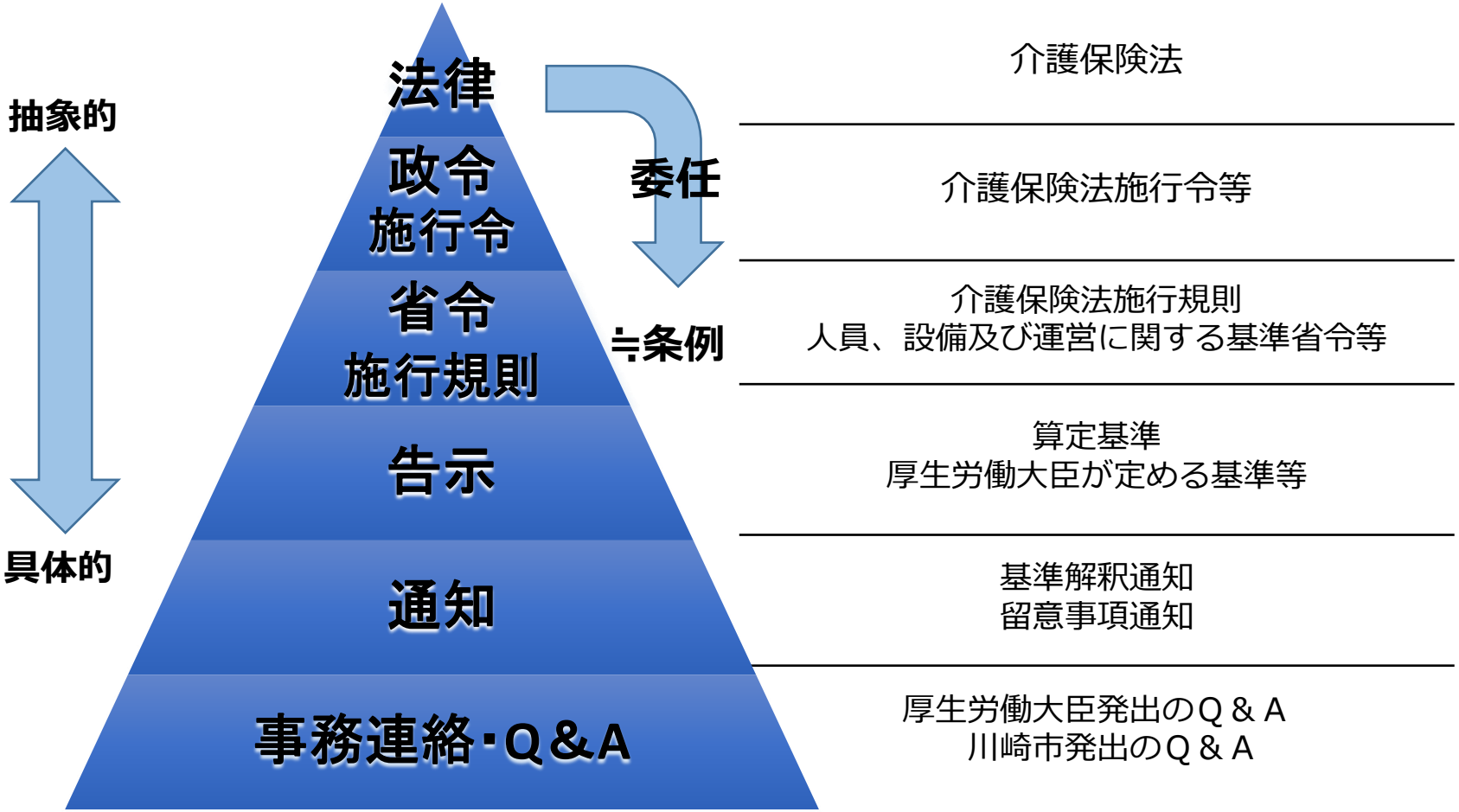

◆条例と省令の関係性

CHECK **川崎市独自の基準があることに注意**

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する省令(基準省令)

①人員基準
ex.職員の員数、資格要件等

②設備基準
ex.事業所の必要面積・設備等

③運営基準
ex.計画の作成、記録の整備等

≒

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(基準条例)

基準省令 ＋ **川崎市独自の基準**

※基準省令の一部について標準・参酌して制定

◆川崎市独自の基準①

運営規程について

（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）

第１０７条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⋮

（８）緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

⋮

（12）個人情報の管理の方法
（13）苦情への対応方法
（14）事故発生の防止策及び事故発生時の対応

記載例あり

https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000105693.html
川崎市HP＞「独自基準の考え方」

◆川崎市独自の基準②

記録の整備について

（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）

第４２条　指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　指定訪問介護事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から**５年間**保存しなければならない。
（１）訪問介護計画
（２）第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
⋮

起算日の考え方

https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000105693.html
川崎市HP＞「独自基準の考え方」

◆法令等遵守のポイント①

CHECK

●人員、設備及び運営

基準条例と基準省令は、ほとんどの内容が同じだが、**川崎市独自の基準**があることに注意

●介護報酬

介護報酬の請求にあたっては、厚生労働省が定める告示を確認

●共通

基準や報酬告示の補足・注意事項は、厚生労働省等の**通知やＱ＆Ａを確認**

◆法令等遵守のポイント②

適正に介護事業所運営を行うためには、介護保険法令等の正しい理解が不可欠

日ごろから介護保険法令等を意識し、法令に沿った事業所運営が行われているか、**複数の目**で確認する。

CHECK

基準違反や加算の要件を満たしていない場合には、介護報酬を過誤調整（返還）しなければならない場合があります。

◆法令等遵守のポイント③

CHECK

基準はあくまで最低限度の基準！！

第１　基準の性格（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について）

基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な**最低限度の基準を定めたもの**であり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

CHECK

介護保険制度は、尊厳の保持と自立支援が前提

第１条　目的（介護保険法）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営む**ことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、・・・

◆常に確認すべき基準等（参考）

●基準条例

・川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
・川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例　等

●介護報酬関係告示

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
・厚生労働大臣が定める基準
・厚生労働大臣が定める施設基準　等

●Ｑ＆Ａ

・国Ｑ＆Ａ
・市Ｑ＆Ａ

●国通知

・解釈通知
・留意事項通知　等

◆高齢者虐待防止について①

【高齢者虐待防止法※の趣旨】

第１条【目的】

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第５条【高齢者虐待の早期発見】

養介護施設従事者等は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

※高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

◆高齢者虐待防止について②

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」の 業務に従事する者
介護保険法	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

◆高齢者虐待防止について②

【虐待の防止】
虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じなければならない

一．当該施設（事業所）に虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二．当該施設（事業所）における虐待の防止の為の指針を整備すること。

三．当該施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四．前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※上記措置が行われていない場合…

高齢者虐待防止未実施減算が適用

◆高齢者虐待防止について④

組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、**その原因を従業者個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組む**ことが大切です。

従業者が燃え尽きてしまう前に、、、

○相談窓口の設置　　○法廷研修以外の研修機会の確保

○相談しやすい関係の構築　等

◆高齢者虐待防止等のための措置（高齢者虐待防止法第２０条）

研修の実施、サービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備　等

【参考】

◆川崎市ホームページ
「介護現場のための高齢者虐待防止教育システムについて」

◆神奈川県ホームページ
「高齢者虐待防止に関する資料・教材」

通報等による不利益取扱いの禁止

◆　通報義務（高齢者虐待防止法第7条第1項及び21条第1項）

　通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

◆　守秘義務との関係（高齢者虐待防止法第21条第6項）

　養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません。

◆　公益通報者保護（高齢者虐待防止法第21条第7項）

　養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等を理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています。

　また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部でも法令違反が生じ、または　生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たし公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

高齢者虐待の定義

■ 身体的虐待

たたく・つねる・なぐる・ける・やけどを負わせる。無理矢理食事を口に入れる。意図的に薬を過剰に服用させる。ベッドに縛り付ける。　など

■ ネグレクト(介護・世話の放棄、放任)

入浴させず、異臭がするままにする。食事の提供をしないで、空腹、脱水、低栄養の状態においている。必要な医療、介護サービスを受けさせない。　など

■ 心理的虐待

排泄の失敗など、人前で話したりして恥をかかせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて、子どものように扱う。家族や親族、友人等との団らんから排除する。　など

■ 性的虐待

排泄の失敗に対し、下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、セックスを強要する。本人の意思に反した性的な行為またはその強要をする。　など

■ 経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅等を本人に無断で売却する。年金を不正に取り上げる。　など

高齢者本人や虐待をしている人の自覚は問いません。

川崎市HP＞高齢者虐待防止リーフレット(川崎市)

◆身体的拘束等の禁止について①

CHECK

身体的拘束等がもたらす弊害

類　型	弊　害
身体的弊害	1. 関節拘縮、筋力低下、四股の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害 2. 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害 3. 拘束から逃れるために転倒や転落、窒息等の大事故を発生させる危険性
精神的弊害	1. 本人は縛られる理由もわからず、人間としての尊厳を侵害 2. 不安、怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発 3. 拘束されている本人の姿をみた家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔
社会的弊害	1. 看護・介護職員自身の士気の低下 2. 施設・事業所に対する社会的な不信・偏見を引き起こす 3. 身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人のＱＯＬを低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

◆身体的拘束等の禁止について②

「身体拘束ゼロへの手引き」の具体例と同じでないから身体拘束ではない

- **本人の行動制限を目的とした対応は、身体的拘束等に該当します**

家族から「身体拘束をしてほしい」と言われたのだから身体拘束をしても問題はない

- **「緊急やむを得ない場合の３要件」を満たさなければ、身体的拘束等は行えません**

◆身体的拘束等の禁止について③

CHECK

緊急やむを得ない３つの要件

◆切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

◆非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

◆一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものである

＋

身体的拘束等がもたらす弊害へのリスクとの比較検討

◆身体的拘束等の禁止について④

CHECK

やむを得ず身体的拘束等を行う場合の留意事項

1. 利用者やその家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束時間、期間等について説明を行い十分な理解を得る
2. 拘束した時間、態様、その際の利用者の心身の状況等について記録する
3. 緊急やむを得ない場合に該当するかどうか、常に観察、再検討する

身体拘束を行わざるを得なかった原因の分析
その原因を除去するため必要なものの検討

- **身体拘束を必要としないケアの実現**

◆身体的拘束等の禁止について⑤（身体拘束廃止未実施減算について）

次の（１）から（４）に示す内容のいずれか一つでも行っていない場合、減算対象サービスにおいては、入所者・利用者全員について所定単位数から減算されます。

令和6年度報酬改定により、減算対象となるサービスに短期入所系サービス・多機能系サービスが追加されました。

（１）緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**すること。

（２）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を３月に１回以上開催**するとともに、その結果について介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。

（３）身体的拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。

（４）介護職員その他の従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回及び新規採用時）に実施**すること。

CHECK **身体的拘束の有無に関わらず取組みが必要**

※（１）を除く

身体拘束廃止・防止の手引き

令和7年3月

【追加】

・認知症ケアの基本

「身体拘束廃止・防止の手引き」(厚生労働省)

◆常勤・非常勤、専従・兼務の定義

用　語	定　義
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に**達していること** ※３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に**達していないこと**
専従	当該事業所に勤務する時間帯において、**その職種以外の職務に従事しないこと**
兼務	当該事業所に勤務する時間帯において、**その職種以外の職務に同時並行的に従事すること**

参考：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年9月17日老企第25号）第2の2（3）等

◆常勤・非常勤、専従・兼務の考え方

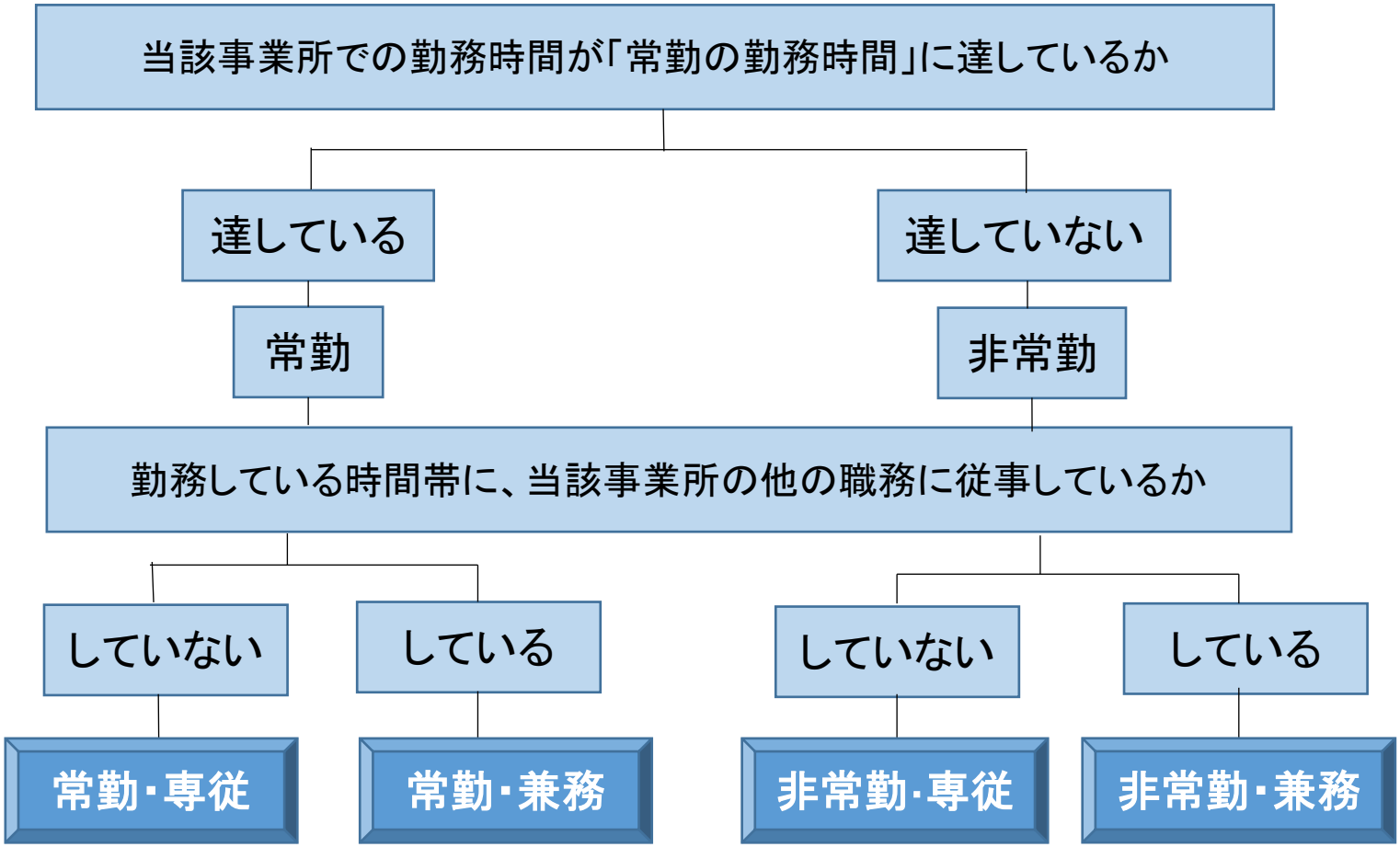

◆人員基準に関する条文の考え方
→管理者の兼務可能な範囲が拡大(Ｒ６報酬改定)

◆川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第７条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに**専ら**その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

　ただし、指定訪問介護事業所の**管理上支障がない場合**は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

【令和６年度改定】
同一敷地内でない他の事業所での兼務についても可能となりました。

◆人員基準に関する条文の考え方②
→管理者兼務について　※訪問介護を例に

CHECK 「管理上支障がない場合」とは？

【解釈通知】

（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について）

①当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合

②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。

【対象サービス】訪問介護、訪問入浴、訪問看護、（地域密着）通所介護、短期入所、特定施設、福祉用具、定期巡回、夜間対応型生活訪問介護、認知症通所、小多機、看多機、GH

◆人員基準に関する考え方③
（管理上支障があると考えるケースの例）【解釈通知】

- 管理すべき事業所数が過剰に多いと個別に判断される場合
- 事故発生時の緊急時において管理者が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制
- 併設される入所施設で入所者にサービス提供を行う「看護・介護職員」との兼務（勤務時間が極めて限られている場合を除く）

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

◆人員基準に関するポイント

CHECK

●雇用契約上の「正規・非正規」と基準上の「常勤・非常勤」は異なる

●母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等が講じられている場合は例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として扱うことができる。（利用者の処遇に支障がないことが前提）

→「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（厚生労働省）

●人員基準（告示）を読み解くにあたっては、
「専ら」、「常勤」、「ただし」等の文言に注意する。

◆行政への事故報告

【市への報告が必要な範囲】

①サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
※事業者の過失の有無を問わない

②食中毒及び感染症、結核の発生

③職員の法令違反・不祥事の発生
→預かり金の横領、送迎時の交通事故、個人情報紛失等

④誤薬・与薬もれ等

⑤離設・行方不明等
→周辺等捜索後、外部機関の協力を求めた場合報告

⑥その他、報告が必要と認められる事故の発生
→トラブルが予測されるケースや事件化したもの等

※①及び④については医師の診断や指示を受けた場合に報告

※事故発生後、1週間以内にオンラインシステムにて提出すること。
※死亡事故、感染症、職員の不祥事及びその他の重大事故については、事故後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから事故報告書を提出すること

:川崎市HP＞「事故報告書の提出について」

◆川崎市に寄せられる質問

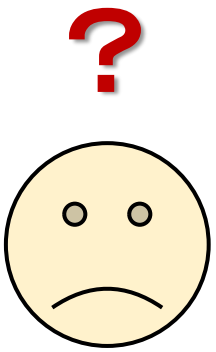

基準条例	介護報酬関係告示
国通知	Ｑ＆Ａ

【基準等の確認】

基準等を確認してもわからない
or
この解釈で合っているか？

市へオンライン手続かわさき（電子申請）
「介護サービス事業所の運営、給付等に関するお問い合わせ」
にて御質問ください

川崎市　介護報酬　問い合わせ	検 索

◆メール配信サービス

【メール配信サービスへの登録のお願い】

　介護保険制度運営等に関する様々な川崎市からのお知らせは、すべてメール配信にて連絡しています。
メール配信サービスについて、未登録の場合は、以下の両サービスへ登録をお願いします。

●かわさきメール配信サービス
https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000164042.html

●介護情報サービスかながわ
https://kaigo.rakuraku.or.jp/
(登録方法は次のスライドをご参照ください)

【メールアドレス登録手順】

1.介護情報サービスかながわにアクセスし、ページ右上の「ログイン」
あるいは、ページ中段の鍵アイコンをクリックします。

2.IDとパスワードを入力しログインしてください。
※IDとパスワードは、事業所指定時に配布しているものになります

3.「メールアドレス登録」のボタンをクリックし、登録するアドレスを入力してください。

4.画面下部の「仮登録」をクリックしてください。

5.登録したメールアドレス宛にメールが届きますので、
リンクを開き本登録をお願いします。

※ID及びパスワードの再発行については「ログイン」クリック後「ID/パスワードをお忘れのかたもしくはメールアドレス未登録の方はこちら」にをご参照ください。

セミナーは以上で終了です。
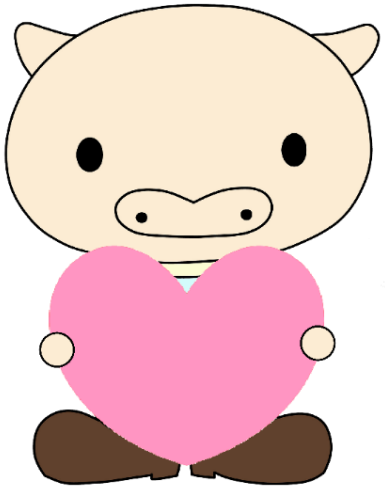
御清聴ありがとうございました。